

## 向井久了先生を偲ぶ座談会

<開催日時> 2011年2月21日(月) 15:40~17:10

<開催場所> 帝京大学 本館10F「本101教室」

<出席者> (敬称略・50音順)

入澤 肇 (前学部長)

大林 啓吾

喜多 康夫 (司会)

北見 良嗣 (誌上参加)

高橋 由紀子

長谷川 成海

山内 久史

**喜多** それでは、座談会を始めさせていただきます。司会は私、喜多を務めさせていただきます。

まず向井先生の思い出を先に話すということでしたので、これはやはり長谷川先生から、向井先生の帝京大学への貢献等について先に説明していただきたいと思います。その次に大林先生から、向井先生の憲法学についてご説明いただければ、と思っています。それでは長谷川先生、よろしく願いいたします。

**長谷川** 向井久了先生は、1973年に本学法学部の専任講師として着任されました。その前年の1972年に、非常勤として初めてこの大学で教べんを執られたということです。

帝京大学の創立が1966年で、法学部が設立されたのが翌1967年。向井先生は、法学部が設立されてから6年後に、ここに、専任教員として着任されたということになります。それから2010年まで勤務されまし

たので、法学部の歴史 44 年間のうち、37 年間、向井先生はこの法学部にいらしたことになります。その意味では、われわれにとってももちろん大先輩でありますし、誰よりも長く法学部のみならず帝京大学にお勤めになって、教べんを執られていたということです。

1998 年から本部の広報局の広報委員をずっとやっておられまして、これは学生部長になられてからも、1 年間は続けておられたこととなります。

法学部においては、教務委員を長年、いつから教務委員をなさっているかはデータがないので分からないんですけども、おそらくかなり初期のころからおやりになっていたと思います。私がここに着任したのが 20 年前ですけども、山内先生も大体そのくらいですね。

**山内** そうですね。

**長谷川** その当時も向井先生は法学部で教務委員会の中心的な存在でいらっしかったです。正式に教務委員会で中心的な役割を務められるようになったのは、田尾桃二学部長の時代で、1999 年に、この当時は藤永幸治先生が教務委員長でしたが、その教務委員長の補佐というかたちで、教務委員会の中心となられたわけです。

その後、2001 年 4 月 1 日より、法学部の教務委員長として、3 年間ご活躍になりました。私自身も教務委員を十数年やってきたわけですけども、私のイメージでは、向井先生は常に教務委員会の中核で仕事をされてきました。

実際こういうデータを見まして、教務委員長としては 3 年しかおやりになっていないというのはちょっと不思議なくらいですね。こまごまとしたカリキュラムの編成とか、各年度の科目の担当者を決めるといった仕事をかなり長い間なさっていて、そういう雑用的な作業はその後私が引き継ぐことになったんですけども、教務委員長としておやりになっていた期間というのは意外に短いのだなというのが率直な感想です。

その後、2007 年から、八王子キャンパスの学生部長という任務に就かれております。

実は1996年の夏でしょうか、不整脈、即ち心房細動の発症がありました、ご本人もかなり健康にお気遣いをされ、それが理由で、あまり自ら積極的になさるといふより、頼まれればいろいろな役職に就くというスタンスをずっと通してこられたんです。この最後の学生部長の就任につきましては、当時の八王子キャンパスの事務長から強く要請をされて、どうしても断るわけにいかない事情があるので引き受けたという話を伺っております。

このように、非常に長い間、大学としてはまだ比較的短い帝京大学の歴史の中で、ほとんどその歴史と重なるような在職期間をお持ちになったということになります。また、先生に接していろいろお話を伺った限りでは、非常に帝京大学を愛し、帝京大学に対する忠誠心が非常に厚い方だったと記憶しております。

それはいろいろなかたちで表れてくるんですけども、たとえば、ロースクールが発足をして、かなりの先生方がロースクールに移られるというときにも、向井先生はお誘いがあってもそういう話を請けることなく、この大学のために尽くす姿勢を保たれました。そういった意味では、私なども「そこまで思っていच्छるのだ」と非常に感銘を受けたと思います。

また、向井先生というのは全く飾らない方で、とても気さくにわれわれ後輩にも接していただいたと思います。そういう、飾らずに偉ぶらずに接するという姿勢は、学生に対しても同じだったと思います。従って、いわゆる「向井ファン」と言われるような学生が非常に多くて、その意味で、ゼミや大学院の授業でも、かなり多くの学生が履修を希望するという状況でありました。

学生の同好会などの活動でも、混声合唱団「コーラル・ソサエティ」の顧問を長年務められまして、比較的最近、2005年からですけども、剣道部の顧問をお務めになりました。このように、授業のみならず、八王子キャンパスの運営において、また、学生指導において、非常に大きな役割を果たしてこられたと申し上げることができると思います。

**喜多** どうもありがとうございます。それでは、学部長のほうからお願いします。

**入澤** 今、長谷川先生からお話がありましたように、私も来て、最初いろいろなことを教えてもらったのは、向井先生なんです。礼儀正しくおとなしい、何と言うか、非常に柔らかいんですけども、愛校精神というか、帝京大学をこよなく愛していたということが、向井先生の発言の端々に表れていたと思います。

向井先生の本もいくつか贈呈していただきまして、拝読いたしました。憲法の基本論から最先端の話まで、非常にレベルの高い内容の本を書かれているんです。あとで大林先生を中心に話してもらいますけれども、その中で非常にセンシティブな問題があるわけです。それらについては、必ずしも十分に触れていません。それは学者だから当然なんですけど、私は、向井先生が一学者としてどう考えたかということを、確認しておきたかったなという気持ちが強いんです。それは残念でした。

先ほども大学院の、私のライフデザインのときの担当の学生が、向井先生の憲法の講座を受けるようになって、男女共同参画社会の論文を書いたでしょう。彼なんかは非常に向井先生に傾倒しているわけです。向井先生と一緒にゼミで温泉回りをしまして、あるとき、私の地元の伊香保温泉に行って来たと、お土産を買ってきてくれたんです。私にもおまんじゅうをね。大学の先生と旅行できるなんて学生にとって大変よいことなんですけど、向井先生は非常に学生たちを大事にして、非常にいい指導者だったなと思っています。

**喜多** どうもありがとうございます。それでは次に、山内先生のほうから、ご都合により座談会には出席できませんでした教務委員長の北見良嗣先生のペーパーを代読していただければ幸いです。

**山内** それでは、北見先生から発言の要旨ということではいただいているので、読ませていただきたいと思います。

「向井先生と初めて会話を交わしたのは、帝京大学に着任早々の2005

年4月だったと思います。研究室が隣同士だったことや、小生の研究室の前の住民であった厚谷襄児先生と先生がご懇意であったこともあってか、お声をかけていただき、すぐに打ち解けることができました。

その後、向井先生と交流を深めさせていただくことになったのは、2006年4月に、小生が教務委員長に就任したのが契機であったように思われます。先生は小生の二代前の教務委員長でありました。

小生は大学での勤務経験はそこそこあっても、帝京大学での役職経験はもとより、まったく初めてのことでしたので、まごつくことが非常にたくさんありましたが、そんなとき小生の様子に気が付いてか、先生は時より、さり気なく小生の研究室にお立ち寄りくださり、大学の歴史等を語ってくださいました。先生との交流は、学部長が栗田先生から入澤先生に交代し、新しい方針が打ち出されるにつれて、いっそう深まったような気がいたします。

先生は上智大学にて、佐藤功先生の薫陶を受けた後、帝京大学に赴任して来られたわけですが、当時は憲法学者の就職口もそう多くはなかったようでして、謙遜も含めて、向井先生はこのようにおっしゃっておられました。『就職が厳しい中で帝京が自分を拾ってくれた。帝京大学のおかげでここまでやってこれた』と。前理事長先生たる故沖永莊一先生とのご交流についても、先生は、学園の興隆期には前理事長先生が一緒にお酒を飲んでくださったこともあったなど、思い出をお話になっておられました。

学園への思いとともに、学生への愛着も非常に強い先生でした。情熱家でもございました。時より講義中の学生の態度が悪く、注意しても私語がやまないときなどは、先生は『もうやめた』と、講義を中断されたと聞きます。それでもなぜか学生の人気は高かった。おそらく先生の一挙手一投足からうかがえる学問への崇敬の念の強さと、学生への愛情の深さに、学生はひそかに感銘し、その姿に学生は求道者の姿を重ね合わせていたのではないかと。それが向井人気の秘密かもしれません。

先生は、小生などへも『帝京の学生を愛してくれ。愛してやってくれ』

と、よく語っておられました。また、教務委員会等で先生がなされる議論を伺っていると、本学の大学院研究科の創設に尽力されたばかりか、ロースタールの創設検討にもかかわってこられただけに、過去の経緯に大変詳しいのは言うまでもございません。加えて、さすが憲法のご専攻だけあり、理路整然としていると感銘を受けましたが、それと同時に、現実感覚にも優れ、なかなかプラグマティックな面もお持ちでした。

小生などは冒頭に申し上げましたとおり、先生とはわずか5年程度のお付き合いでしかございませんが、入試業務などで板橋でお目にかかる、いつも小生に気を配って下さいました。今、2011年度の入試シーズンの真っ最中でございますが、昨年度の入試シーズンの空いた時間に、板橋の新本館の講堂の後ろでお体を休めておられたのを思い出します。体調がきつくていらしたのだろう。今となっては、もっともっと学園の歴史を教えておいていただければよかったと思っております」。

以上が北見先生のお話でございます。

**喜多** どうもありがとうございます。それでは、山内先生ご自身の思い出を語っていただけないでしょうか。

**山内** 私は実は向井先生とは、カリキュラム上、教職課程の「日本国憲法」を一緒に担当してまして、一時期、向井先生が前期を担当されて、後期、後半を私が担当するというようなことでした。私は統治の分野を説明することが苦手でしたが、向井先生は非常に統治を分かりやすく話すことができるということで、向井先生は統治を中心に話されて、私は人権のほうを話すということでございました。

しかし、学生の評価は、向井先生の憲法は実に分かりやすいということでしたが、私のほうは大変不人気でした。向井先生はどんな講義をされているのだろうかと思って、学生からもいろいろ話を聞きながら、「そうか、これを一つの目標にしよう」ということで、講義の仕方等、向井先生を参考にして、自分自身を磨いてきたというところがあります。そのようなことはもちろん向井先生に申し上げたことは一度もありません

が、私自身としてはそんなことでした。

意外ともう長いお付き合いなんですけど、専門的なことについてはほとんどお話しすることがなくて、ただ、通勤が同じ電車でございましたので、そのときに会って、いろいろなお話を聞かせてくれました。大所高所から、いろいろと法学部のあり方についてお話いただいて、聞いているほうとしては非常に参考になって、いろいろな示唆を受けたわけです。あえて議論をするようなことはありませんでしたが、私が何を考えているのかということをも前提にして、大所高所からお話をされるのがとても上手な方であったと、非常に印象深く思っております。

今考えれば、もう少しいろいろなお話を伺っておけばよかったなという感想を持っておりますが、本当に大事な目標がなくなって、私としては非常に残念という気がしております。

**喜多** どうもありがとうございました。それでは、高橋先生、よろしく願います。

**高橋** 私は帝京大学に来てから、そんなに向井先生と直接お話しする機会がありませんでした。ただ、向井先生が大変学生に慕われていらっしゃるというのは、学生に接触をするとよく分かりました。

いくつか例を申し上げますと、例えば勉強に熱心な学生に私のゼミに来てほしいなと思って、私の授業で前のほうに座って一生懸命に聞いてくれる学生や、質問をしょっちゅうしに来る学生に、ゼミ募集の時期に、雑談の中で何となく「もうどこのゼミを志望するか決めたの?」と聞いて、「私のゼミに来ない?」というふうにな水を向けるのですが、「もう向井ゼミに決めました」と言われて振られたことが何回もありました。非常に勉強熱心な学生とか、私から見ると優秀な、一生懸命にやっている学生が向井ゼミを志望しているように思えました。きっとすごく向井先生の引力というのがあるのだろうなと感じていました。うらやましいなと思っていました。

それから、向井先生の授業のときはこうだったとか、向井先生から授業のときにこんな話を聞いたというのを、雑談のときに学生から聞くと、

向井先生は本当に真摯に学生と向かい合って、いろいろなお話をなさっていたんだなということを感じていました。

向井先生が5月に急にお亡くなりになった後、向井ゼミが宙に浮いてしまい、前期の残りだけ、急きょ大林さんと私が引き継ぐことになりました。大林さんが特別授業という形で憲法の授業をお持ちになって、私がゼミを引き継ぐという形で2つに分かれたんです。そうしましたら、私のほうにはそのままゼミ形式で勉強したいという学生が十数人残りました。「民法が専門の私が憲法？」と思いましたが、向井先生のシラバスを見たら、家族法で憲法問題化しているところが、ちょうど前期の残りのところに重なっていたので、私の担当する家族法の授業でも扱う問題なので、これなら何とかしのげるかなと思ってお引き受けしました。

ところが、私は憲法をやるのだと思って、非常に張り切って準備をして行ったのですが、最初のうちは学生の反応が鈍くてピンと来ないので、そこで「何であなたたちは憲法のゼミを取ったの？」と学生に聞きましたら、「僕たちは向井ファンなんです」と。向井先生だから取ったと言うのです。「じゃあ向井先生の専門が刑法とか民法とか憲法以外だったら、やっぱりそちらを取ったの？」と聞いたら、「そうです」と言われてしまいました。そのときは学生たちに「あなたたちは本当に向井先生がお亡くなりになって不幸だったわね」と言いましたが、心の中では「こういう後を引き継ぐ私も大変気の毒だな」と、そう思った記憶があります。

あともう一つは、たまたま外の研究会に行き発言をしたら、研究会が終わってから、大変きれいな若い女性から声をかけられました。何か質問かなと思いましたが、実は向井先生のお嬢さまだったのです。帝京大学の法学部教員だと名乗って発言をしましたので、「実は父が」というふうに自己紹介をされました。その後もお嬢様には研究会で2、3回お目にかかりましたが、そうすると、その後、大学で必ず向井先生がニコニコしながら、「先日は娘が…」と話しかけてくださいました。そ



のお姿を通して、向井先生のご家庭での姿、父親としての姿が浮かび上がってきました。ご葬儀のときに奥さまもごあいさつをなさっていましたけれども、本当にやさしい、家族思いのいいお父さまなんだと実感しました。

直接は良く存じ上げなかったのですが、向井先生を囲む人たちから、向井先生の姿を聞くことによって、向井先生がどういう方かというのが本当によく分かりました。一つ残念だなと思うのは、私のほうからなかなか声をかけられなかったことで、こんなことならもっといろいろお話を先生から伺っておけばよかったなというのが大変残念なことです。

**喜多** どうもありがとうございます。それでは、大林先生のほうから、教員としての向井先生の思い出を何か語っていただけませんか。

**大林** 私と向井先生との個人的な関係を少し話させていただきますと、私が慶應の学部3年のころに、向井先生が慶應に教えにいらっしゃっていて、そのときから先生がお亡くなりになるまでの約10年間、先生とは公私を含めいろいろとお付き合いをさせていただきました。

皆さんご存知の通り、向井先生はお酒が大変お好きでした。私はまったくお酒を飲めないんですが、向井先生にはよく飲み会等にお誘いいただいて、いろいろ先生のご高説を伺っていたんですけども、その分、先生も気を遣われてか、飲み会のときでも私には憲法のお話をいろいろとしてくださいました。そのあたりについては、またあとでお話いたしますが、そういったお酒の席でのお付き合いを今でも鮮明に覚えておりまして、感慨深く思っております。

先ほど少し話題にも上がりましたが、向井先生がロースクールの準備委員会の要職に就かれていたときの話もお酒の席でよく話してくださいました。ロースクールがいざ立ち上がるかどうかというときに、帝京大学はどうするかということで、喧喧諤諤の議論が行われていたことを先生から伺っていたんですが、そのときに、向井先生は冷静にそういった状況を見つめられていまして、周りに合わせてロースクール設立の流れ

に乗ってしまうと、将来的につぶれるところも出てくるかもしれないということで、少なくとも本学ではもう少し時間をおいてゆっくり議論をして考えていくべきだという姿勢をとっておられて、非常にクールな視点から眺めておられました。

それから、これもお酒の話になってしまいますが、先生は以前から心臓の持病を持っておられまして、あるとき学会に行かれたときも、途中で心臓の調子が悪くなって、急きょ戻られたということもありました。医者にあまりお酒を飲まないように言われていると先生自らおっしゃっていたので、お酒の席で「少しお酒を控えられたらどうですか」みたいなことを生意気にも言ったりしていたんですけども、でも向井先生の考え方からすると、逆にお酒を飲まない人は、「人生何が楽しいか分からない」ということをよくおっしゃられていて、「なるほど、そういう考え方もあるのか」と妙に納得してしまったことを覚えております。今回急に亡くなられてしまったので、そのあたりの人生訓といえますか、向井先生のそういった考え方等も、もう少しいろいろと聞きたかったなと思っております。

**長谷川** 憲法学の話をする前に、ちょっとよろしいですか。今、向井先生はお酒が好きだということで、私は1対1でお付き合いをしたことも何度かあり、向井先生という方は、先ほど非常に気さくだというような言い方をしましたけれども、本当にある意味、ごく普通の市民の部分を持っておられる。飲み癖が悪いようなことは決してなくて、ご家族のお話も出ましたけれども、非常に家族を愛していらした。奥さまのことも、お嬢さま方のことも、よく話題にされていました。

そういう話はあまりこの大学の教員は、私なんか年配の先生方から見れば年がやや離れていることもあります。普通はあまりしないんですけれども、向井先生は本当にごく普通に、自然にそういう話をされていたということは、非常に印象に残っております。その意味では、学者としてというより、やはり人として家族を大切にすることが重要なんだということを私は学ばせていただいたと考えております。

**喜多** ありがとうございます。向井先生の思い出話は先生方もたくさんお持ちだと思うのですが、時間の関係もありまして、申し訳ありませんが、向井憲法学の話に移りたいと思います。それでは、大林先生のほうからよろしく願いいたします。

**大林** 本学で憲法を専攻しているのは、現時点で私1人ということもありまして、若輩者ながら向井先生の憲法学を語るというのは、非常に僭越なところがあるのですが、先ほど申しましたとおりの先生との長い付き合いもございますので、知見の許す限りで話させていただこうかと思っております。

ただ向井先生は急逝されてしまいましたので、先生の憲法学は必ずしも確立しているというわけではなくて、今回私の話の流れとしては、これまでの向井先生の憲法学の概略と言いますか、変遷みたいなものを少し全体的に話させてもらおうかなと思います。

端的に申しますと、向井先生の憲法学というのは、通説に近いかたちでこれまで展開されてきたと思っております。これは向井先生が、まったく通説と同じことを言っているということを行っているのではなくて、向井先生の通説に近い見解というのは、向井先生が師事されていた佐藤功先生との関係が非常に強く反映されていますので、そのあたりにも適宜触れながら話していこうかと思っております。

まず向井先生が上智大学大学院の時代に、研究者の卵として最初に憲法を学び始められたころから少し話させていただこうと思っております。先ほど申しましたとおり、先生は佐藤功先生に師事されまして、上智で研究生生活を進められたのですが、佐藤功先生は日本国憲法の制定にも非常に深くかわられた人物で、まさに憲法をつくったうちの1人の生の憲法録といえますか、いわば生の憲法史に向井先生はじかに触れられていたので、そのあたりは影響を強く受けられていたということを、生前よく話されておりました。

佐藤功先生は、日本国憲法の制定の際にGHQとの折衝等でアメリカとの関係をとっても強く持たれていたのですが、向井先生も比較法の対象

としてはアメリカを選ばれて、最初はアメリカ憲法を専攻して研究を進めています。

当初先生がテーマとして選ばれたのは、「軍事権における大統領と議会の関係」についてでした。最初に向井先生が書かれた論文が、ハーバード・ロー・レビューの論文を基にしながらかかれた、「議会・大統領と軍隊使用の権限」でして、上智大学の紀要に処女作を載せられております。

その後の大学院時代の研究の成果というのは、帝京法学のほうにも何度か掲載されておまして、最初に連載されたのが「憲法と軍事力」というテーマで、これは(1)、(2)という連載になっておりますが、アメリカを素材にして、軍事力に対する民主的統制について論じられております。

この論文では、アメリカの論文を一次文献としつつ、佐藤功先生が『世界』に寄稿した「憲法と軍隊」という論文を、たびたび引用されておまして、ここでも佐藤憲法学の影響が見て取れるところだと思います。

その後、向井先生は、アメリカにはひと区切りつけられて、日本の憲法学についての研究をされていきます。その契機と言いますか、ポイントになったのが、帝京大学の法学部創立10周年記念号の帝京法学に掲載された、「合衆国大統領の行政権の一内容としての軍事権」というテーマだったと思われまます。このご論稿では、いわゆる administrative power と executive power との区別に言及されて、政治的権限を包括する後者、executive power のほうに軍事権も含まれるという見解を示されておられます。これは日本国憲法の行政権関連の論争、特に現在行われている論争にも関連するものでありまして、このあたりからアメリカの研究を基にしつつ、日本の憲法学へシフトしていきます。

その後、日本の憲法学で先生が特に関心を持たれたテーマが、議員定数不均衡の問題だったと思います。この問題については、先生が慶應の憲法演習の授業でよく話されていたテーマでして、やはり議員定数というのは平等に近いほうが望ましいとおっしゃっていました。けれども裁

判所が出しゃばってすぐに解決するものではないから、事情判決という最高裁の法理には共感しうるところがあると話されていたことを覚えております。

それから、通説に近い議論としましては、例えば二重の基準なんかについても、向井先生はそのまま踏襲されておりますし、あるいは表現の自由で言えば、内容規制と内容中立規制の区分論とその問題点等も含めて、通説とほぼ似たようなかたちで議論を展開されておられます。

これは生前、先生がおっしゃっていたことなのですが、恩師である佐藤功先生の教えを忠実に語り継いでいくことが、自分の憲法学者としての役割なんだということをししばしばおっしゃられていたので、まさにそのあたりを実践しているのが向井先生の憲法学なのかなと感じております。

実際にその佐藤門下のご同輩の方々と共に何冊かの教科書を共著で執筆されておられまして、例えば粕谷友介先生や矢島基美先生といった先生方と憲法の教科書を一緒に出されておられます。これも佐藤門下としての見解が打ち出されているところだと思います。

このように佐藤功憲法学を軸としながら通説に近いかたちで、先生は議論を展開されてきたのですが、21世紀に入る前あたりから、先生は単著で教科書を刊行され始めます。その皮切りになったのが、1999年の『やさしい憲法』で、これは翌年すぐに第二版が出ておまして、かなり評判がよかったご著書だと思います。続いて2001年に『憲法問題の考え方』というご著書を出されていて、これは新しい問題を果敢に取り扱っておられまして、色んなホットトピックスも載っている本になっております。例えば2000年に制定されたクローン規制法と学問の自由の関係ですとか、1999年に制定された通信傍受法の合憲性の問題とか、そういった当時話題の問題を多々取り扱っておられました。この頃から先生独自の見解が出ていったのかなと考えております。

さらに2004年には、ご自身の還暦記念論文集として『憲法の情景』というご著書を出されておられます。これはこれまでの先生のご論文を

まとめられたもので、学術的な色彩の強いものになっております。

また、先生は以前から委員をなさっておられた、蕨市の情報公開および個人情報保護審査会の会長の職を、2007年から務められていまして、そういった実務的なところにも関わっていました。先生は憲法におけるこういった制度の位置付けについても関心があり、情報公開法や個人情報保護法が情報に関する基本法的な地位にあるのではないかということ、常々話されていました。先生は、実務を行う際にも理論的視点を忘れることなく、両方の側面を見ながら、最善の解決策を見いだすというスタンスを維持されていたとっております。

晩年になりますと、向井先生は、地方公共団体の首長の任期制限の問題ですとか、裁判員制度の問題について関心を持たれ始めて、ささやかながらこういった問題について、私見を論じてみたいということをお話されておられました。両方とも憲法上の問題があると先生はおっしゃっていたのですが、残念ながらその理由を深く聞くことはできませんでしたので、今思うと、その理由をうかがっておけばよかったなとっております。

それから先生は亡くなる前年に、学生向けの教科書として、『法学入門－法律学への架橋』という本を公刊されております。これは、これまで『受験新報』という法律系の雑誌に連載されていた論稿をまとめたものでありまして、初学者が学ぶべき法学の基礎を丁寧に解説したものとなっております。特に「リーガルマインド」の章ですとか、「あとがき」を読みますと、先生が法学教育の行く末を真剣に案じていたことを知ることができますので、このあたりは先生の人柄が表れているところだと思います。

今申しました『法学入門－法律学への架橋』の最後のところに書いてありますように、向井先生は人との出会いを大変大切にされる方でした。それは人生においても、憲法の研究をする際においても、迷路を進んで行く中で出会う人を大切にして、それが光明につながっていくのだということをよく話してくださいました。かくいう私もその先生との出会い

に助けられた1人でありまして、そうした教えというものを私も引き継いでいきたいと考えているところです。

**喜多** ありがとうございます。大林先生のほうから、向井先生の憲法学について説明していただきました。その上で、学部長のほうから質問がございまして。その点に関して、お答えはむしろ大林先生のご意見と考えるほうがいいのでしょうか。それとも、向井先生のご意見と考える方がいいのでしょうか。

**大林** ちょっと難しいところがありまして、一応、向井先生がもしいらっしゃったらこう考えていたのではないかなということを中心としつつ、必ずしも先生の見解が明らかではない事項もありますので、そのあたりは通説的な見解を、私のほうで多少補っていきたいと思います。

**入澤** 今の中で、新しいいろいろな情勢に応じた立法についての違憲合憲の論文を書いておりますが、クローン規制法については、どのようなことを向井先生は言っておられましたか。

**大林** 『憲法問題の考え方』に書かれているのですが、結論から申しますと、クローン規制法は合憲だということかたちで向井先生は論じられております。それは、学問の自由にやはり限界があるのだということで、その合憲性を導き出されております。

**入澤** クローン規制法で、私はちょうど立法当事者だったんです。最初のクローン規制法を廃案に追い込んだ張本人の1人なんですよ。それは合憲違憲の問題、すなわち、学問の自由を制限するような話ではなくて、クローン技術の導入、薬剤の開発、医療技術の開発とか研究は必死に行われています。だけれどもそれが悪用されて、クローン人間の創出にまで使われるんじゃないかというのがポイントだったんです。

それにしても、クローン規制法の罰金が非常に低いです。ご存じのとおり罰則というのは横並びで決めるものだから、大した重要性を意識しないまま、低い罰則になったから、これじゃあクローン規制はできませんよというので、廃案にして、もう一回提案させて通った法律なんです。合憲違憲の話は今初めて聞いたからですけども、私にはそういう

意識は全然ありませんでした。

二つ目に、向井先生は情報公開審査会の委員をやっていらっしゃいましたが、情報公開法については何と言っておられますか。

**大林** ご著書とかご論文では、先生は特に情報公開については述べられていないんですが、個人的な私との話の中では、先生は情報公開を強調する立場でも制限的に解する立場でもどちらでもなくて、ケースバイケースで対応されるということをよく話されていました。

**入澤** これもものすごくセンシティブな問題で、これは議事録が残っていますが、国会で散々議論して、私の提案が受け入れられて5回流産したのかな。それで6回目にやっと通ったんです。もうその会合に行ったら、当時は扇千景さんが代表なものだから、「入澤先生、何でそんな個人情報保護法にそんなに熱心なのですか。そんなつまらないものを提案して」とおっしゃるのです。

ところが、これは知る権利とプライバシーの権利の相克の問題なんです。これをどう処理するかというので、城山三郎さんとか、櫻井よしこさんとか、知る権利を奪う憲法違反の法律だと言ったわけです。その疑いがあるようではよくないので、全部条文を一旦削除して、そして主要な点だけを取って今日の個人情報保護法はできています。

一番のポイントは何かというと、個人情報保護法には、新聞社とか出版社とか、放送局、テレビ局が、自主的なコードをつくる条項があるんです。個人情報を取得する、そしてそれを提供するときの方針ですね。行動規範みたいなものです。これが第50条3項として条文に入っているんですが、これは務めるものとするという努力義務規定なんです。私はそれを、これは義務規定にしなければいけない、少なくとも罰則付きの義務規定にするか、罰則がなくてもするものとするという罰則なき義務規定にするか、どちらかにしなければいけないという論陣を張ったんです。

しばらくしてから、法政大学のある憲法の先生が個人情報保護法を見て、これは画期的な法律であると述べている新聞記事を読みました。こ



の中の一番のエッセンスは、ジャーナリスト側の行動規範を努力義務規定に置いたものであることだと。実はこれができる、プライバシーの権利との争いのときに、裁判所はそれを物差しとして判断するようになるわけです。物差しを法律でつくらなければいけないというふうに書いてあるため、ある意味ではこれは画期的な法律なんです。それで通ったのですが、その法政大学の先生だけが1人すぐに評価してくれたんです。

あと、首長の任期制限とか、これは、私は違憲論なんていうのは「ためにする議論」で、およそ民主主義とは何かということが分かってない人が言っている議論だと思うんです。なぜかというと、権力を握る首長が大統領的な権力を握ってしまっているんだから、それが5選も6選もしたら、およそ独裁国家です。

だからこれはアメリカだって、大統領は2期8年でしょう。韓国は1期5年、ロシアは2期12年ですか。要するに、みんな任期を限定するわけです。日本は国会の会期によって、選挙によって任期が決定されていますね。国会議員と違って、首長というのはものすごく権力を集中させていますから、任期制を使うのは民主主義の根幹に触れる話で、憲法違反だなんて言う学者がいたりしたら、私は本当に堂々と議論に応じてもいいくらいに思っているんです。政治の実態を全然知らない。憲法の抽象論だけで判断して、政治の実態というのは、どのくらい力学が働いているかということが分からないと、憲法の解釈は妥当性がなくなってしまうんじゃないかと思っています。

裁判員制度は、これは私には分かりません。分からないというのは、違憲というよりも、裁判制、司法制度の中で、非常に欠陥を持っているなということを思っています。まず量刑まで判断させるのですから。量刑じゃなくて、起訴するかしないか、有罪か無罪かの決定くらいまで、アメリカ並みならいいけれども、量刑まで行ってしまったら、これはちょっと行き過ぎじゃないかなという気持ちがありますね。守秘義務とかだけが問題ではなく、守秘義務なんかよりも、もっと大きな問題はそこだと思っています。

それはそうと、質問書を用意してきたので、それに沿って、以下、質問をしていきます。まず、憲法9条の集団的自衛権の問題が、安倍内閣のときに4類型については憲法を改正しないで、集団的自衛権の行使も認めるべきだという話がありましたね。その後、報告書は出たけれども、内閣法制局長官だった僕の同期の秋山収君なんか、憲法改正もしないで解釈改憲で行くのはけしからんという論陣を張ったりしていました。この集団的自衛権については、これから中国がいろいろなことで出て来るときに、日米同盟をどうするのかという問題と絡めて、また議論されるんじゃないかと思います。

実務の経験から言って、PKO、テロ特措法、海賊対処法では憲法9条にはどこにも書いてない「武力の行使」と「武器の使用」というものがキーワードです。要するに、抽象的に書いてあるものを現場は何を機軸にして受け止めるかというときに、「武力の行使」と「武器の使用」というのは、解釈が拡大する可能性があるわけです。その外延と内包をどういうふう考えていくのかなど。例えば武器の使用で、機関銃はいいのかとか、ミサイルはいいのかとか、迎撃ミサイルはいいのかと。自衛権の問題ではなく、海外に国連の一員として行った場合、そんなことができるのかなという問題です。

ISAF（国際治安支援部隊）はご存じでしょう。ISAFというのは、国連の武力行使の舞台に入ってやっている。小沢さんは、国連の決議に基づいてやるならやってもいいじゃないかと言うんだけど、政府は慎重ですよ。だからイラクにも後方支援部隊は行ったけれども、絶対に「追っかけ防衛」をしてはいけないことになっていますよね。そういうふうなことについて、どこが守れるかなというのが一つ大きい問題だと思います。

それから、先ほども二重基準の問題があったけれども、精神的自由権、経済的自由権、それぞれが2つずつ、4つに分けて、いろいろな議論が展開されていますよね。だけれども、経済的自由権で、あるときは権利だったのが、あるときから反射的利益になったり、この交換性は今後出

て来るんじゃないかと思います。今、公衆浴場法は権利と言われますけれども、いずれ反射的利益になるんじゃないかなと思ったりします。

13条の環境権は、向井先生の本、それから憲法学者は、みんな環境権については非常に否定的ですよ。これは、ここでも外延と内包がはっきりしないからと言われています。これについて向井先生はどう考えたのでしょうか。

国会のあり方で、こここのところずっとまたねじれ国会なんていうものだから、一院制にすべきだという議論が出て来てますけれども、これを一院制にするというのは憲法上は問題がないのかどうか。憲法ではもちろん改正しないとイケないですよ。だけれども、憲法の目的とする国民主権とか、平和主義とか、そういうふうなことから見て、これは受け入れられる議論なのかどうか。

1票の格差は先ほどありましたね。これは非常に問題で、今度おそらく1票の格差の是正ということに、選挙法の大改正も含めてやっていくと思いますけれども、そこで聞きたかったのは、違憲審査についてで、事情判決なんてやっているけれども、ああいうふうに具体的に選挙があって出されるのではなくて、付随的違憲審査制を修正して、選挙がなくてもドイツのように法律そのものが憲法に違反しているという審査に移行できるのではないかと。

具体的な事件に絡むのは、必ず国家賠償法が付随して提案されています。要するに選挙は無効であるけれども、事情判決で取り消しはしない。選挙法は1票の格差について違憲であるけれども、選挙の取り消しはしない。しかし、国家賠償は認めますよと。だけれども、付随的違憲審査制であっても国家賠償法は適用しない。事柄によってはそういうのがあってもいいんじゃないかなと。

地方自治については、道州制の議論があるけれども、これを導入するときにはどうするのか。基礎的な自治体、包括的な自治体だから、都道府県を廃止することは絶対ないでしょう。都道府県を廃止しないで道州制を導入するとすると、また大問題になります。こういう問題はセンシ

タイプですが、向井先生ともお話ができればよかったのと思っています。

これらについては、どれがいいとか悪いとか、どの考え方がいいというものはなかなか学者としては慎重ですよ。だから、白黒を私は求めないけれども、実務家は前に進まなければいけないんです。前に進むだけの判断基準をどうするかという観点から、これらについて時間の範囲内で解説をしてもらえれば、ありがたいと思います。

**喜多** それでは、先ほど学部長からご指摘いただいた質問等について、大林先生のほうから述べていただいて、その上で、他の先生方のご意見をお伺いしたいと思います。

**大林** センシティブな問題がけっこう含まれていますので、ちょっと答え方が難しいところがありますが、説明できる範囲でお答えしていきます。

まず、最初のご質問である9条の問題から答えていきます。これは、特に最近、PKO法、テロ特措法等の制定があって、その制定後の「武力の行使」、あるいは「武器の使用」について、どうやって中身を考えていけばいいのかというご質問だったかと思います。基本的に9条というのは、そもそも原理とルールで言うと、原理でありまして、平和という抽象的なものを掲げているものの、その実現手段についてはある程度解釈の余地があるものだと思います。また、自衛隊の合憲性や集団的自衛権を認めるか、認めないかという議論を前提に考えていくと、先に進まないところがありますので、どちらかというと、ケースバイケースでそれぞれ考えていくべきなんじゃないかと思います。

そのあたりの一つのリーディングケースになっているのが、2008年の自衛隊イラク派遣の合憲性に関する名古屋高裁の判決です。これは判決の紹介になってしまいますが、要するにイラク特措法に基づいて自衛隊を派遣した際に、先ほどのテロ特措法とも関係してきますけれども、戦闘地域等にそもそも自衛隊を派遣することはできない。あるいは、武力を行使ということも、そもそもできないという中で、イラク派遣とい

うものは合憲だったのかどうかというのが争われた事件になります。

判決が注目を浴びたのは、判決の中でイラク派遣が憲法に反すると言及している箇所があったからです。どういう理由かと申しますと、当時自衛隊がバクダッドまで行って、いろいろと支援活動を行ったのですが、そのバクダッドは当時まだ戦闘地域であったというのが裁判所の認定でして、戦闘地域に自衛隊を送るのは、これはイラク特措法にも反しているという判断を行っております。

請求自体は、そもそも平和的生存権の具体的な侵害が行われていないため、棄却されていますが、一応判決の中で、そういった違憲判断を行い、自衛隊の存在を前提とした上で、具体的な運用方法について判断していますので、従来よりも一歩進んだ判決になっていると思っております。

さらに申しますと、先ほど学部長がおっしゃられたところと関連しますが、イラク特措法が9条の解釈の一つのあり方として、戦闘地域は駄目だぞということを言ったわけですし、裁判所もそれを前提にして判断しているわけですから、このあたりも興味深いところだと思っております。

2つ目の問題についてですが、これは精神的自由権、経済的自由権等について、特に経済的自由権が今後の社会状況を踏まえてどう考えていくべきか。あるいは、経済的自由権における権利と反射的利益の互換性の問題というところのご質問ですけれども、経済的自由権における権利と反射的利益の互換性のところが、ちょっとよく分かっていないので、申し訳ありませんが、この権利と反射的利益の互換性について、もう少し説明していただけますか。

入澤 例えば薬事法で、薬局の設置規制について距離制限を行ってましたよね。これは職業選択の自由に該当する憲法違反だという判決があって、薬事法の改正があったんです。それまでは、薬局で許可を受けなければできなかったんです。要するに、薬局は一定地域において一軒しか認められないから、非常に独占的な利益を享受したただけでも、その後に不良品だとか、まがい物が出て来るようなレベルではなくなり、

厳しい検査で非常に有効性のある薬品が日本中で売れるようになったという状況で権利としての距離制限が認められなくなり、反射的利益になったわけです。反射的利益だから、誰でも薬事法の規定に乗っ取って、誰もが薬局の申請ができますよというわけです。

一方で、公衆浴場法というのは、地域で1軒だけしか認められません。同じくこれも距離制限、すなわちエリアの制限があって、ある先発のAという浴場が古くなってきて、新しいジャクジー風呂だとか、サウナ風呂、赤外線風呂などを持った風呂屋が申請しようとして来ても、こちらの既得権を持っている人は、申請を許可することに対して、反対を言うことができるんです。その場合は、都道府県知事は許可できない。これは権利なんです。要するに、公権ですね。公衆浴場法に基づく一種の権利になっているわけで、反射的利益ではないんです。公衆浴場法が認めている一般の効果としてAさんに認めたのではなくて、Aさんが固有に持っている権利として、Bさんが申請することに反対する権利があるということです。

質屋も同じことです。しかし、質屋の場合は反射的利益だと言うんです。質屋も許可制なんだけれども、これは反射的利益なんだから、要するに盗人、盗品だとか何か摘発するのに、刑事上の政策から質屋の規制があるわけです。質屋が許可されているのは、反射的利益というわけです。

それから、小売市場の規制法だとか、まだたくさんあります。しかしだんだん社会経済情勢がよくなり、つまり、みんな自分のうちに風呂を持っているような状況では、公衆浴場などは、権利が反射的利益になるんじゃないかなという感じがしています。

経済的な利益について、これは権利と反射的利益のところは、みんな曖昧です。曖昧なんだけれども、ここはしかし、精神的自由も経済的自由も二重基準をそれぞれつくっているわけですよ。その中で、権利から反射的利益と認定されたために、権利として運用されてきた条文が、違憲だというふうに決めつけられているわけです。

**大林** おそらく、憲法学の視点とは径庭があるのかなと思うところがありまして、憲法学からすると、薬事法の違憲判決ですとか、公衆浴場の判決というのは、いわゆる規制二分論でアプローチするところがあって、結局、権利か、反射的利益かというよりは、その規制は営業の自由を侵害しているかどうかというところに着目して、その侵害している規制というのはどういう規制なのか、消極なのか、積極なのかを考えていきます。そしてそれが違憲審査基準として、どういったものが提供されるべきなのかという議論を中心に展開してきていますので、何と言いますか、視点が違うのかなというところがあるんですけども。

**入澤** 視点が違うのではなくて、憲法の抽象的な議論をやっても意味がないのではないかと。むしろ、実際の社会経済の中で、憲法の精神を受けて、具体的な法律ができていくわけです。その具体的な法律が違憲かどうかという判断をするわけでしょう。だから視点は変わらないのですよ。

**大林** 視点が違うといえますのは、憲法学では、薬事法の判決について、規制された側の営業の自由という権利の問題として考えますが、学部長のおっしゃる議論は規制による権利保障が判決によって反射的利益になったというものですから、権利主体の見方が違うような気がします。さらに言えば、憲法上の権利と法律上の権利の異同を踏まえた上で、権利と反射的利益の問題を考える必要があると思います。なお、特に経済問題については、例えばアメリカの最高裁のホームズ判事なんかが言うところによると、有名なロックナー判決などで、結局、経済理論であるとか、経済秩序の問題というのは、これはそもそも裁判所、あるいは憲法が判断すべき問題ではないということで、その流れを憲法学は強く受けていまして、あまり踏み込まないところがあるんですね。そうすると、経済規制の是非の問題と経済的自由に関する憲法問題とは開きがあるのかもしれない。

続いて、3番目の問題ですが、これは環境権の話で、環境権の中身はどうか、あるいは、認めるべきなのかどうかという話だと思いますが、これは学部長がおっしゃられたとおり、憲法学は環境権の設置

についてはあまり積極的ではなくて、むしろ消極的な姿勢をとっているかもしれません。なぜかと申しますと、環境権を規定すべきということになりますと、憲法を改正しなければいけないというのがあって、それはかなりハードルが高いのではないかという問題と、憲法を改正してまで得られる利益というのは、実は少ないのではないかという議論もあります。

どうということかと言いますと、確かに裁判所は環境権というものを正面から認めているわけではないのですが、人格権の一種として、これを認めているわけです。そうだとすると、これはそもそも環境権というものを、わざわざ憲法を改正して認める必要はないんじゃないか、あるいは立法等で環境関係の法律は制定されていますので、このあたりも含めると、果たして改正のメリット、デメリットを考えていくと、あまりメリットは多くないんじゃないかというのが、一般的な憲法学の反応だと思います。

4番目の問題につきまして、これは国会のあり方に関する問題で、二院制を一院制にするべきだという議論の関係だと思いますけれども、これは最近、議論が従来と異なってきているところがあります。二院制、一院制の問題については、どうしても参議院がよく焦点に当てられるところがあるかと思いますが、従来は参議院の存在というのはどちらかという影が薄くて、衆議院のカーボンコピーに過ぎないんじゃないかという議論がよくあったわけですが、最近ではそうじゃなくて、参議院が強すぎるんじゃないかという議論になってきているからです。だからねじれ国会でうまくいかないんだというような議論に変わってきているような気がいたします。

とはいえ、諸外国を見ると、ねじれ国会というのは当たり前に行き起きているわけで、これは議院内閣制の国でも多々起きているわけですから、これは日本が初めてではないですけれども、本格的に経験したのは最近のことですから、それこそ実務的に今後経験していった対応していくしかないのかなと思います。なので、これはいきなり一院制にしてどうに



かなる問題ではないんじゃないかなと思います。

1票の格差の問題につきまして、これは先ほど申しましたとおり、向井先生も結構関心を持たれていたところなのですが、これをどうするべきかという問題はなかなか難しいところでして、向井先生の立場としては、事情判決をとりあえず肯定されておりまして、ただそれに国会は甘んじてはいけないというような主張をされておられます。

基本的には憲法学の流れとしても、そのような感じかなと思ってはいるのですが、ただ最近の最高裁の動向というのは、けっこう厳しい判断が続いていることと、さらに現在、昨年の参議院の選挙も1票の格差の問題が争われているところでして、そのうち最高裁の判断がされると思うんですが、いくつかの高裁で違憲判決なり、違憲状態という判決が下されていますので、このあと結構変わっていく可能性もありますから、そのあたり、今後の動向を見なければ分からないかなというところがあるかと思います。

それと同時に、この問題に関連して学部長から、憲法裁判所の可能性を考えてはどうなのかというご質問があったかと思いますが、これはなかなか憲法学の議論としては難しいところがありまして、ドイツ的な抽象的規範統制を、いきなり日本が取り入れられるのかどうかという問題があると同時に、あるいは、現在、客観訴訟という制度があるわけですが、これに関連するかたちで、こういった問題についても、抽象的規範統制ができるのかもという道はあるのかもしれませんが、やるのであれば相当議論が必要だと思います。

ちなみに向井先生のご意見で、確か「事件性の要件」を外してはいけないということをおっしゃられていたので、なかなか憲法裁判所というのはいきなりは難しいのではないかなと思います。

6番目の地方自治の問題についてなんですけれども、道州制はどうかという話だったと思いますが、これは、近頃メディアのほうで、地方分権がやたらに叫ばれているわけなんですけど、憲法上の理論的根拠はかなり曖昧だと思うんです。だとすると、まず地方分権を進めるに当たっ

て、道州制を取り入れるかどうかも含めて、まずそもそもそれを推進する理由というものをきちんと憲法のバックグラウンドから導き出さないといけないと思います。

一般に地方自治の本旨といった場合、住民自治と団体自治というふう考えられているわけで、これらは基本的にはどちらかという、中央からの防衛的機能を営んでいるところが強いわけです。だとすると、この地方自治の本旨から、地方分権の推進をストレートに導き出せるわけではないと思いますので、道州制の議論を行うにしても、まずは地方分権推進の論拠というものをしっかり考えていかないと、なかなかうまく説明ができないんじゃないかなと思っております。

**入澤** 5番目のものについては、憲法裁判所をつくれということを言っているわけじゃないんです。抽象的違憲審査制度と付随的違憲審査制度が並列しているでしょう。アメリカなんかでも、その両者が接近しているというような事態になっていますよね。日本でも、要するに接近させてもいいのではないかなと。選挙をしないまでも、国勢調査とか何かがあった年に、選挙はありませんが、しかし1票の格差は歴然たるものがある場合には、具体的な選挙を経なくても、要するに国家賠償法の裏付けとか何か求めなくても、違憲訴訟を一般的に起こせるというようなことがあってもいいんじゃないかなという意見なんです。

**大林** そうすると、それは事件性の要件を緩和するか、あるいは立法レベルで訴訟法をつくって、そういうかたちにしようということですね。

**入澤** そうです。それから、地方自治の本旨の地方分権というのは、かなり議論されているんですよ。何を分権にするかというのは、三位一体改革の中で議論されていまして、これは機関委任事務の廃止のときに、かなり成果を上げています。地方分権推進一括法の中でかなり議論されているので、これはむしろこれからの課題として勉強すればいいのではないかと思います。

私がここで言っているのは、道州制を制定する場合、道州長官を任命するのではなくて、首長の選挙、それから議会の設置や議員の選挙が義

務付けられるのであれば、憲法を改正しなくてもいいのではないかなという論理が出て来るのではないかと思っているのです。

**大林** 地方分権の中身が議論されているのはわかりますが、私が伺いたかったのは、地方分権推進の憲法上の論拠です。なぜ、今の地方自治では不十分で、道州制まで視野に入れた分権が必要なのか。これが地方自治の本旨だけではいまいちピンとこないのが、疑問に思ったわけです。それはさておき、学部長としましては、先ほどおっしゃった点を軸にして残しておけば、都道府県制を廃止するのも可能だと考えておられるわけですね。

**入澤** そう。都道府県制とかいうのは、憲法には書いていません。地方自治法に書いているのですから。地方公共団体と憲法には書いてあるだけであって、それを都道府県と市町村だというのは、地方自治法に書いてあるんですよね。だから廃止はできるのですが、地方自治法で道州制を規定するという場合に、それが任命制の官選知事になってしまったらおかしいなと思っているんです。

**喜多** 他の先生方で何かご意見は。

**長谷川** 憲法学的な視点からお話しできることはないんですけども、1つだけ取り上げることができるのは、3番目の環境権の問題です。これはもちろんもともと、公害訴訟あたりから出て来た考え方だと思っています。民法学の中の議論で、環境権というのは憲法13条の延長線上に位置付けられるべき新しい権利であるとされるわけです。しかし、ここでも問題にされていますように、外延と内包される要素、要するに一体中身が何なのか、権利主体が誰なのかということを考えていくと、非常に規定の仕方が難しいと思うんです。

人権としての環境権は、これは非常にある意味、耳優しく聞こえるのですが、当たり前の権利でもあります。良好な環境を求めるのは、国民として当然の権利ではないかということであるとすれば、それを憲法改正してまで憲法の中に含める意義というのはそれほど大きくないのではないかということです。

民法的な考え方から見ても、現状のままで、具体的に環境を害される、良好な環境の中で生活する権利を侵害されたときに、それを人格権の内容として訴訟の根拠とするのは当然なことです。そういう意味で環境権という概念を使うのは、あるいは国民として良好な環境を求めるために、その環境権という用語を使うのはもちろん正しい。それ自体は誤ったもので何でもないのですけれども、現時点で、憲法の規定に環境権を明記したところで、中身が明確ではないというところに弱さがあるかと思われます。もっと内容的に詰めていかないと、憲法を改正してまで環境権という用語を条文化するのは、無理があるのかなと思います。

**入澤** 環境教育推進法というのが、議員立法でできたんです。その中で議論されたのは、環境学士というのをつくれということでした。そして、中学校とかで環境学教諭というのをつくれという推進派がいるわけです。私は絶対に反対しました。文部省は私の意見に賛成して結局できなかったんですが、それはなぜかという、今長谷川先生がおっしゃったように、中身がはっきりしないからなんです。環境学というのはどの辺までやるのか、非常に広いでしょう。まさに物理学、化学、生物、あるいは農業、林業、水産も入ってしまう。それじゃあなかなかコアが特定できないわけです。そのようなコアが特定できないものは駄目だということで、憲法改正の話まではいかないんですけど、ただ自民党も民主党も公明党も、憲法改正案の中に環境権を入れているんです。そこで、この取扱がいずれ問題になってくると思われるわけです。そのときに、今お二人がおっしゃったことについて私も同じ考えですが、そういうことを主張して環境省など行政組織をつくるのではなくて、具体的に国民の権利義務に関係する話ですから、環境権を軽々に使っちゃいけないんですよということを言わなければ駄目なのではないかと思っているわけです。

**山内** 大変いろいろ勉強させていただいて、ありがとうございます。付随的違憲審査制の問題に関して言えば、おそらく今、学部長がおっしゃった、立法的な措置でという話があったんですが、アメリカの場合、

憲法上の規定として、cases and controversies の制限があるわけです。だからこれは付随的違憲、事件性の要件が先に出て来るわけです。

ところが日本の場合、憲法上この規定が明示的には置かれていないわけです。ですから、日本のほうがおそらく立法的な措置はとりやすいんだろうというような感想を持って、非常に参考になりました。

**入澤** あそこの条文がよく分からないですね。憲法の司法権の解釈から付随的審査制が導き出されるという論調の論文がたくさんあるでしょう。しかし、そこがもう一つぴたっと入らない。司法権の中に裁判制度が入っているから、だから付随的審査じゃなければ駄目なんだという。どうしてそういう飛躍した理論ができるのかなと。私の読み方が悪いのかもしれないけれども。

**喜多** ありがとうございます。それでは、残念ながら時間になりました。向井先生という貴重な人材を失ったことに関して、われわれ本学の教員としては非常に残念なことですけれども、きっと向井先生も、こういった座談会に関して草葉の陰でお喜びになられているだろうと思います。どうもありがとうございました。

**入澤** どうもご苦労さまでした。

(終了)